

## 探偵業の業務の適正化に関する法律

### 【探偵業務とは】

他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であって当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き取り、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査結果を当該依頼者に報告する業務をいいます。

### 【届出及び申請書式】

番号	届出及び申請様式
1	探偵業開始届出書
2	探偵業廃止届出書
3	探偵業変更届出書
4	探偵業届出証明書再交付申請書
5	誓約書（法人役員用）
6	誓約書（個人用）

### 【届出書等の提出】

都道府県公安委員会に届出書等を提出する場合は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下「警察署」という。）を経由して行うこととなります（警察本部では受付できませんので注意してください。）。

届出書等の受付時間にあつては、平日の午前9時から午後5時までです。

ただし、業務の関係で担当者が不在の場合がありますので、提出先の警察署に事前連絡し確認してください。

### 【提出書類及び添付書類】

探偵業を営もうとする場合の届出	
書式	探偵業開始届出書（3,600円の収入証紙）
提出期限	探偵業を開始しようとする日の前日 （余裕を持った提出をお願いします。）
添付書類 （個人）	1 履歴書及び本籍地入りの住民票の写し（日本人は本籍、外国人は国籍が記載されたものに限り、個人番号（マイナンバー）は記載されていないもので足りる。） 2 探偵業法に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書 3 東京法務局から発行される登記されていないことの証明書（成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨） 4 本籍地の市町村長から発行される身分証明書（禁治産者、準禁治産者、後見の登記、破産者の通知を受けていない旨） 5 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）で、法定代理人から営業を許可された者にあつては、次に掲げる書面 (1) 法定代理人の氏名及び住所を記載した書面 (2) 営業の許可を受けていることを証する書面 6 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）で、法定代理人から営業の許可を受けていないものにあつては、法定代理人に係る上記1～4に掲げる書類
添付書類 （法人）	1 定款 2 登記事項証明書 3 役員に係る上記添付書類（個人）欄に掲げる1～4の書類

探偵業を廃止する場合の届出	
書式	探偵業廃止届出書
提出期限	廃止をした日から10日以内
添付書類	交付されている探偵業届出証明書

届出事項に変更が生じた場合の届出	
書式	探偵業変更届出書（1,500円の収入証紙）
提出期限	変更日から10日（登記事項証明書を添付する場合には20日）以内
添付書類	1 交付されている探偵業届出証明書 2 変更事項を疎明する書類

探偵業届出証明書を亡失及び滅失した場合の申請	
書式	探偵業届出証明書再交付申請書（1,000円の収入証紙）
提出期限	亡失・滅失後、速やかに
添付書類	なし

探偵業届出証明書の返納	
書式	規定なし
返納期限	返納事由発生後、遅延なく
返納事由	1 亡失、滅失した探偵業届出証明書を発見、回復したとき 2 探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡したとき（返納者は、同居の親族又は法定代理人）

### 【探偵業届出証明書】

探偵業開始届出書及び探偵業変更届出書を提出すると、公安委員会からは届出があったことを証する探偵業届出証明書が交付されます。

### 【名簿の記載事項等】

従業員名簿	
書式	規定なし
必要項目	1 写真・縦3cm、横2.4cm（3年以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景） 2 氏名、住所、性別及び生年月日 3 採用年月日（退職者は退職年月日） 4 従事させる探偵業務の内容
保存期限	従業員が退職した日から起算し、3年を経過する日まで
作成保存	作成及び保存は電磁的記録で行うことが可能

詳しくは、「探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則」をご覧ください。